

平成17年第7回藤岡市議会定例会会議録（第1号）

平成17年11月29日（火曜日）

議事日程 第1号

平成17年11月29日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 報告第 14号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第100号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第101号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について
議案第102号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について
- 第10 議案第103号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第104号 藤岡市安全安心まちづくり条例の制定について
- 第12 議案第105号 藤岡市税条例の一部改正について
- 第13 議案第106号 藤岡市固定資産税及び都市計画税の納期にかかる特別措置に関する条例の廃止について
- 第14 議案第107号 藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について
- 第15 議案第108号 藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第109号 竹沼貯水池貸ボート施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第110号 藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第111号 藤岡市集落環境施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第112号 藤岡市同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第113号 藤岡市自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第114号 藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第115号 藤岡市三波川財産区管理会条例の制定について
議案第116号 旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置及び奨励金等の返

還の経過措置に関する条例の制定について

- 議案第 1 1 7 号 藤岡市三波川財産区基金条例の制定について
- 議案第 1 1 8 号 藤岡市若者定住対策促進基金条例の制定について
- 議案第 1 1 9 号 藤岡市公共施設整備基金条例の制定について
- 議案第 1 2 0 号 藤岡市国民健康保険基金条例の制定について
- 議案第 1 2 1 号 藤岡市介護老人保健施設基金条例の制定について
- 議案第 1 2 2 号 藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 3 号 藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 4 号 藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 5 号 藤岡市鬼石公民館青木文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 6 号 藤岡市証明手数料条例の制定について
- 議案第 1 2 7 号 藤岡市租税特別措置法関係手数料条例の制定について
- 議案第 1 2 8 号 藤岡市戸籍法関係手数料条例の制定について
- 議案第 1 2 9 号 藤岡市道路運送車両法関係手数料条例の制定について
- 議案第 1 3 0 号 藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例の制定について
- 議案第 1 3 1 号 藤岡市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の制定について
- 議案第 1 3 2 号 藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 3 号 藤岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 4 号 吏員の退隠料等の改定に関する特別措置条例の制定について
- 議案第 1 3 5 号 藤岡市鬼石総合支所設置条例の制定について
- 議案第 1 3 6 号 藤岡市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 7 号 藤岡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について
- 議案第 1 3 8 号 藤岡市、鬼石町の廃置分合に伴う藤岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 9 号 藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について

- 議案第140号 藤岡市病院事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第141号 藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の制定について
- 議案第142号 藤岡市鬼石保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第143号 藤岡市デイサービスセンター鬼石の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第144号 藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第145号 藤岡市桜山公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第146号 藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第147号 藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第148号 藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第149号 藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第150号 藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第151号 藤岡市林業災害対策特別措置条例の制定について
- 議案第152号 藤岡市鬼石用水管理条例の制定について
- 議案第153号 藤岡市特定公共賃貸住宅条例の制定について
- 議案第154号 藤岡市市有住宅家賃使用料条例の制定について
- 議案第155号 藤岡市公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第156号 藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第157号 藤岡市国指定史跡譲原石器時代住居跡覆屋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第158号 藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について
- 議案第159号 藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第160号 財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について
- 議案第161号 「財政事情」の作成並びに公表に関する条例の全部改正について
- 議案第162号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正について
- 議案第163号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第19 議案第164号 藤岡市の市の木、市の花の一部改正について
- 第20 議案第165号 ららん藤岡の指定管理者の指定について
- 第21 議案第166号 藤岡市ゆったり館の指定管理者の指定について

- 第22 議案第167号 藤岡市福祉作業所及び藤岡市心身障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第23 議案第168号 藤岡市高齢者自立センターの指定管理者の指定について
- 第24 議案第169号 藤岡中央児童館の指定管理者の指定について
- 第25 議案第170号 藤岡市民プールの指定管理者の指定について
- 第26 議案第171号 藤岡市等公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第27 議案第172号 藤岡市と高崎市との間における教育に係る事務の委託に関する協議について
- 第28 議案第173号 区域外の道路認定の承諾について
- 第29 議案第174号 区域外の公の施設の設置について
- 第30 議案第175号 鬼石町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について
- 議案第176号 新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について
- 第31 議案第177号 新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について
- 第32 議案第178号 鬼石町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について
- 議案第179号 新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について
- 第33 議案第180号 鬼石町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について
- 議案第181号 新町の廃置分合による多野郡町村会館管理組合からの脱退に伴う事務承継に関する協議について
- 第34 議案第182号 群馬県六市自転車競走組合の解散に関する協議について
- 議案第183号 群馬県六市自転車競走組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第184号 群馬県六市自転車競走組合の規約変更に関する協議について
- 第35 議案第185号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 第36 議案第186号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第37 議案第187号 市道路線の認定について
- 第38 議案第188号 平成17年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)
- 第39 議案第189号 平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第40 議案第190号 平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

第41 議案第191号 平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

第42 議案第192号 平成17年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番 安田 肇 君	2番 橋本 新一 君
3番 串田 武 君	4番 湯井 廣志 君
5番 斉藤 千枝子 君	6番 三好 徹明 君
7番 反町 清 君	8番 佐藤 淳 君
9番 茂木 光雄 君	10番 松本 啓太郎 君
11番 片山 喜博 君	12番 冬木 一俊 君
14番 神田 省明 君	15番 木村 喜徳 君
16番 針谷 賢一 君	17番 青柳 正敏 君
18番 坂本 忠幸 君	19番 塩原 吉三 君
20番 清水 保三 君	21番 隅田川 徳一 君
22番 大戸 敏子 君	23番 吉田 達哉 君
24番 久保 信夫 君	

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長 新井 利明 君	助役 関口 敏 君
収入役 堀越 清 君	教育長 針谷 章 君
企画部長 荻野 廣男 君	総務部長 白岩 民次 君
市民環境部長 有我 亘弘 君	健康福祉部長 吉澤 冬充 君
経済部長 戸川 静夫 君	都市建設部長 須川 良一 君
上下水道部長 三木 篤 君	教育部長 中島 道夫 君
監査委員事務局長 塚越 正夫 君	

議会事務局職員出席者

事務局長 田島 均 議事課長 竹村 康雄
課長補佐兼議事係長 山形 常雄

開会のあいさつ

議長（反町 清君） おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日、平成17年第7回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には年末を控え公私ともご多忙のところ全員のご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告1件、諮問2件、議案93件であります。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重審議いただきまして議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。これから寒さ厳しき折、皆様方にはご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

開会及び開議

午前10時2分開議

議長（反町 清君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成17年第7回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（反町 清君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの16日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（反町 清君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番木村喜徳君、16番針谷賢一君、17番青柳正敏君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（反町 清君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 平成17年第7回藤岡市議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のところご出席いただきまして、心より御礼を申し上げます。

地方分権一括法の施行、市町村合併、国と地方の三位一体改革と、ここ数年で地方を取り巻く環境が大きく変化してまいりました。藤岡市におきましてもこの変動の時代の中、鬼石町との合併を選択し、来年1月1日に新市が誕生するわけでございます。昨年7月21日、市議会臨時会において鬼石町との法定合併協議会の設置が可決され、26の協議項目及び22の事務事業について、互いに相手の立場を尊重した協議を真摯に行ってまいりました。その結果、協議会において合併にかかわる協議がすべて承認され、昨年12月議会で合併に関する議案の可決をいただき、12月27日、合併申請書を群馬県知事に申請いたしました。

そして、今年の3月18日、群馬県議会定例会において多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することの議案が可決、3月27日に知事は合併を決定いたしました。その後、4月18日付で総務大臣による藤岡市と鬼石町の廃置分合についての官報告示がなされ、合併に伴う法的手続がすべて終了したわけでございます。また、法的手続終了後も合併協議会で決定いただいた協議項目及び事務事業をもとに、市民生活に係るさまざまな事項について鬼石町と事務的な詰めを行ってまいりました。

来年1月1日にスタートする新市の規模は、人口約7万人、面積180.09平方キロメートルであります。山間部が多く、地理的条件が厳しいとの見方もありますが、首都圏から100キロメートル圏内にあり、練馬から50分で藤岡インターチェンジに到着し、さらに30分ほどで緑豊かな自然に触れられる都市であります。首都圏との交流を図ることにより、大都市の活力を藤岡市に引き入れる可能性も秘めております。新市の将来像は、「自然と人の力が結び合い、市民がつくる環境、健康、福祉都市を目指して」であります。自然の持つ力と活発な人の営みが調和し、地域に息づく歴史的、文化的資源を活用し、創造的な文化活動や豊かな産業活動が活発に行われ、健康で幸せに生きることができる都市を市民みんなで作るという意志を表現しております。

私は、この将来像の実現を目指して、多野藤岡の中心都市としての自覚を持ち、首都圏に近い地の利を生かした活力あるまちづくりに邁進するとともに、合併後も引き続き行財政改革を推進し、市民ニーズを的確にとらえた効率的な行財政運営を心がけていく所存でございます。今後とも議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げました案件は、報告1件、諮問2件、議案93件でございます。特に今回の議会には、新生藤岡市として船出するために必要な新たな条例の制定等、多く

の関係議案を上程いたしております。いずれも市民生活に関連した重要な案件でありますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（反町 清君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長吉田達哉君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 吉田達哉君登壇）

議会運営委員会委員長（吉田達哉君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により11月25日、委員会を開催し、本日招集となりました。平成17年第7回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いについては、今期定例会に提案されますものは、報告1件、諮問2件、議案93件であります。それぞれ日程に従い、諸報告後、日程第6、報告第4号については単独上程、報告のみとし、日程第7、諮問第1号、日程第8、諮問第2号、日程第10、議案第103号、日程第12、議案第105号から日程第15、議案第108号、日程第19、議案第164号から日程第29、議案第174号、日程第31、議案第177号及び日程第35、議案第185号から日程第42、議案第192号までの27議案については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。

日程第9、議案第100号から議案第102号、日程第16、議案第109号から議案第111号、日程第17、議案第112号、議案第113号、日程第30、議案第175号、議案第176号、日程第32、議案第178号、議案第179号、日程第33、議案第180号、議案第181号、日程第34、議案第182号から議案第184号までの17議案については一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第11、議案第104号については提案理由の説明、質疑の後、総務常任委員会に付託、日程第18、議案第114号から議案第163号までの50議案については一括上程、提案理由の説明後、総括質疑を行い、合併関連議案審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、12月9日、議事日程（第2号）一般質問ですが、9人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決

定いたしましたとおり、本日11月29日から12月14日までの16日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、1月30日から12月8日まで休会とし、この間において総務常任委員会及び合併関連議案審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を願います。12月9日と12月12日は本会議を開き一般質問を行い、12月10日、12月11日及び12月13日は休会、12月14日に本会議を開いて付託議案に対する委員長報告、質疑、討論、採決をし、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会について申し上げます。11月30日、総務常任委員会を午前10時から第2委員会室で、12月5日から12月7日は合併関連議案審査特別委員会を午前10時から第1委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（反町 清君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（反町 清君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（田島 均君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成17年度8月、9月、10月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、今期定例会に提出されますものは、報告1件、諮問2件、議案93件でございます。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸報告を終わります。

第6 報告第14号 専決処分の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

議長（反町 清君） 日程第6、報告第14号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

報告を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 報告第14号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項として専決処分したことについて、同法第180条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

内容につきましては、平成17年10月24日午後2時30分ごろ、清掃センター業務係の職員が、藤岡市上大塚639番地、藤岡市立西中学校校内において収集業務のため資源収集車をバックさせたところ、停車中の相手車両に接触し、破損したものであります。これらの損害賠償額を定めることについて専決処分をしたものでございます。

なお、この損害賠償金につきましては社団法人全国市有物件災害共済会の共済金により全額充当する予定であります。平素より安全運転の励行を指導しているところでありますが、なお一層交通安全に努めるよう注意を喚起したいと考えております。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

議長(反町 清君) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4番(湯井廣志君) また事故の専決処分ということで伺いますが、今回のこの事故、清掃センターの車がバックをしながら止まっている車に、まして清掃センターの収集車ということになりますと助手がいるわけです。その助手の誘導の中で止まっている車にぶついているということ、まして学校の中でございます。それで、当市でこのように事故を起こした場合には、その職員は事故の報告書というのを直ちに上げるわけですが、そこで財務規則の第188条第3項の規定に基づいて賠償審査委員会というのを開催しているわけです。この委員会の委員長が助役、また、会議の議長も助役になるわけでございますけれども、この委員会は14名のメンバーがいるわけでございますが、この委員会はいつ開催して、どのような議論が行われ、どのような結論が出て、どのような賛否があったのか、その点をまず第1点でお伺いいたします。

議長(反町 清君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) お答えいたします。

賠償審査委員会については、委員長は私が担当しております。今回の事故につきましては、バックをして相手の車に破損を与えたということで、事故車両につきましてはこちらの車については損傷していないということで、賠償審査委員会については開いておりません。本人につきましては、厳重注意を与えまして、今後このような事故のないよう注意を

与えたところでございます。

以上でございます。

議 長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 財務規則の第188条第3項によりますと、事故を起こせば賠償審査委員会を開催することになっています。なぜこのように開催しないのか、また、今までずっと開催をしないでこの賠償額を決定していたのか、その点お伺いいたします。

議 長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

議 長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 今回の事故につきましては、トラックの資源収集車のバックミラーのステイということで、市の車の方には損傷はなかったということで、損害賠償の第188条の賠償審査委員会につきましては開催の報告はしてございませんでした。藤岡市職員の交通事故等の審査委員会の交通事故の報告につきましては市の方に報告をしてありました。報告日につきましては、平成17年10月26日に報告をしたところでございます。

以上でございます。

議 長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） このように何回事故を起こしても賠償委員会に全然かけていないようでございますが、一般的に考えれば、事故を起こし、その賠償額を決定するのに一部のところだけで賠償額を決定されている。それによって賠償審査委員会できちんと議論をされれば、恐らくその後の、内容によっては懲罰委員会というようなものまでもっていけるわけでございます。これからしっかりとこの賠償審査委員会にかけて、すべてをかけていく考えがあるのか、その点、最後にお伺いいたします。

議 長（反町 清君） 助役。

助 役（関口 敏君） 今後につきましては賠償審査委員会等を開いて、徹底して実施していきたいと思っております。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

青柳正敏君。

1 7 番（青柳正敏君） 先ほどの湯井議員の質問に対して、少し責任がなさ過ぎるのではないかと

いうふうに感じまして、自分も質問させてもらいます。

まず、2人乗務の意義です。なぜ2人乗務にしているのかということだと思うのです。これが全然その成果といえますか、目的が果たされていない。特に学校、または保育園とか高齢者施設の付近とか、そういった所においては最大限の注意を払うべきではないのですか。そういったことを踏まえた中で日常的な中での2人乗務、これでは2人乗務する意味がないではないですか。特に学校の駐車場ということは、これは校内ですか、こういった最善の注意を払うべき場所において、しかも助手がその責任を果たしていない、運転手もそれを黙認したような形の中で事故が起きる。これは不可抗力とか、許されるものではないと思いますよ。

それから、また12月になれば精勤手当というようなものも支給されます。市民からもこれにおいてはいろいろな判断がされているところですけども、こういったことについての評価というものはどのようになっているのか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 2人業務について最大限努力すべきにこういう事故が起きたということでございますが、今回のものにつきましては、確かに降りてということではなく、助手席から後方確認をし、安全としてしまったというような過失があったわけでございます。そして、運転者につきましても後方にある車両に気をとられてということもございますので、今後につきましてこういうことがなきよう注意をしていきたいというふうに思っております。

現在におきましても週2日程度でございますが、必ず朝礼を行い、全員に周知しております。落ちついて、急がず、余裕をもって業務をしてほしいと、スピードに気をつけてくださいとか、雨の日は注意してくださいとか、そういうことまで含めてもお話をしているわけでございますが、さらに最大限の注意を払うよう喚起してまいりたいというふうに思っています。

2点目につきましては総務部の方から回答させていただきます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） ただいま青柳議員の方から精勤手当というふうに言われたと思うのですが、今までは精勤手当というのではなくて勤勉手当ということになっております。それで、事故を起こしたからそこで勤勉手当をカットするかということ、そういうものでもないのですけれども、あと職員の勤務評定というのをやっているのですけれども、その中でそうい

うものが評定されてきましたときに即、勤勉手当に響くかといいますと、そうではなくて、そういう人を今度はどういうふうに異動させていくかとか、そういうふうに考えておりますので、特に事故を起こしたからと勤勉手当の方をカットするようなことは、今ちょっと考えておりません。

以上です。

議 長（反町 清君） 青柳正敏君。

- 1 7 番（青柳正敏君） 勤勉手当、これに対しては考えていないということですが、これは明らかなる過失でしょう。その運転手、また助手、自分の業務に与えられたその責任というもの、これをしっかりと果たしていないからこういう事故が起きたのではないのですか。降ってわいたような言い方をされると困りますよ。みんな市民の税金の中からそういった手当も出しているわけですから、そうではないのですか。この事故の責任というもの、これをどういうふうにとらえているのですか。これは明らかに防げた事故ではないですか。ましてや一番心配される校内というような場所で起きるなんていうことは、場所においても絶対にあってはならない場所ではないですか。そういった中で、これが全然評価に値しない、そんなことは考えられないですよ。市長はどのような姿勢をもってこういった職員全員に対しての指導を行っているのか、ぜひその点をお聞かせ願いたいと思います。

議 長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 今回の交通事故に対しましては議員のご指摘のとおり、私もこの書類を見たときに、これは由由しき問題だと、2人体制で乗車しているはずなのだからどうして1人が後方にいて前方がどうなっているか、下がっているのか、また周辺に生徒がいないのかという確認をどうしてしなかったのだということは、事後になりますけれども、注意はいたしました。

やはり私も自分で運転することも多々ありますので、事故というのは非常に、やはり日々の自分の技量を過信してはいけなく、常にその運転に誠心誠意、ハンドルを握る重み、これは凶器にもなるということ意識していかなければいけない。そこで、職員に対しましても先日、適性検査をしましたし、また、事あるごとに運転業務、また、運転によって外へ出る人たちにこの注意をしていかなければいけないということで、会議のところどころでいろいろな形で喚起をしておりますが、なかなか事故が、毎回こういう報告をしなければいけない、大変残念に思っているわけでございますので、これからも真剣に事故を起こさないような、そういう職員の気持ちを喚起していきたいというふうに思っております。

議 長（反町 清君） 青柳正敏君。

- 1 7 番（青柳正敏君） 労働に対する対価、こういったことを踏まえて、明らかなる過失があった

のではないかというふうに私は思うわけです。賠償審査委員会の方をしていないというのであれば、これは開くべきではないのですか。そういう中で、しっかりとそういったことも反映させるような体制をつくらなければいけないのではないかというふうに強く思うわけです。このことについてその評価委員会ですか、また、それによる勤勉手当に対する評価の見直し、もうこれはでき上がっているのかどうか、わかりませんが、そういったものを反映させてこそ、初めて市民に対して預かった税金を有効に使うということがあられるのではないのですか。やはりこういったことをしっかりと、そして毎日の勤務についても、もう少し緊張感を持ってしてもらわなければならないと思いますけれども、この勤勉手当の評価の査定をやり直す、もうできているものであればやり直すというような姿勢を持たれているのかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

議長（反町 清君） 総務部長。

総務部長（白岩民次君） 2回目でありますので、自席から答弁させていただきます。

今、交通事故を起こした者に対して勤勉手当をカットするかどうかということですが、これはまた事故の内容等にもよると思いますので、いろいろその辺を検討していきたい。また、その事故を起こした人間もどういうふうに指導していくかということも十分に考えていきたいというふうに思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第14号について報告を終わります。

第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（反町 清君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明申し上げます。

本件は人権擁護委員の推薦について、前橋地方法務局から依頼があり、廣瀬雅敏氏が平成18年3月31日をもって任期満了になるため、引き続き推薦願いたく、人権擁護委員

法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

廣瀬氏は昭和20年生まれの60歳で、藤岡市岡之郷に居住されております。主な経歴を申し上げますと、昭和41年に埼玉県の新橋工業高等専門学校を卒業後、大本山高尾山薬王院有喜寺へ入山、修行の後、実家である観音寺の副住職となり、昭和45年には金剛山円満寺の住職につかれ、現在に至っております。その間、社会福祉法人清流会神流保育園園長及び理事長に就任され、保育事業に精励する中、群馬県保育協議会検討委員会委員長を歴任され、県内の保育事業の充実に努力されております。

また、平成15年4月1日より人権擁護委員としてご活躍中であり、人格、識見ともに高く、地域の信望も厚く、社会の実情にも通じており、人権擁護委員として適任であると思われまます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、諮問第1号は異議ない旨、回答することに決しました。

第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（反町 清君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明申し上げます。

本件は人権擁護委員の推薦について、前橋地方法務局から依頼があり、黒澤一章氏が平成18年3月31日をもって任期満了になるため、その後任に山田脩治氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

山田氏は昭和18年生まれの62歳で、藤岡市藤岡に居住されております。主な経歴を申し上げますと、昭和40年に群馬大学学芸学部保健体育科を卒業後、同年より教職につき、子供たちの教育に情熱を注いでこられ、榛名養護学校及び県立聾学校の教頭、二葉養護学校校長を歴任され、平成15年3月に退職いたしました。その後、学校法人山崎学園広報部長を歴任し、現在は藤岡高等学校学校評議員として活躍しております。人格、識見ともに高く、地域の信望も厚く、社会の実情にも通じており、人権擁護委員として適任であると思われま

す。以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号については委員会付託を省略することに決

しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、諮問第2号は異議ない旨、回答することに決しました。

第9 議案第100号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第101号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について

議案第102号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第9、議案第100号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第101号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、議案第102号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第100号から第102号までですけれども、藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正及び藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正の3議案については関連しておりますので、一括して提案説明を申し上げます。

人事院は、平成17年度の国家公務員給与について基本給の引き下げ改定、期末勤勉手当の年間支給額の増額を主な内容とする人事院勧告を行いました。国は、この勧告に基づき、今国会において国家公務員の給与法の改正を行いました。これに関連しまして本市においても国、県に準じて本会議において職員の給与条例等の改正にあわせて特別職の期末手当について所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、期末手当の支給率の引き上げ及び支給割合の改正でございます。現在の期末手当の支給率を年間「4.40月」から職員と同様に12月期分を0.05月増額し、年間「4.45月」に引き上げるとともに、平成18年度からは期末手当支給率の0.05月の増額分を6月期と12月期に、それぞれ0.025月分を振り分けるものでございます。施行期日につきましては、期末手当の支給率の改正に関しては平成

17年12月1日からとし、支給率を振り分ける改正等に関しましては平成18年4月1日からお願いするものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第100号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第100号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第100号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第101号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第101号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第102号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第102号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第103号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第10、議案第103号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第103号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正の主な内容につきましては、人事院勧告及び鬼石町との合併に伴う職員の給与の取り扱いについての所要の改正を行うものであります。人事院は、平成17年度の国家公務員の給与について、去る8月15日に内閣と国会に対して基本給の引き下げ改定と期末勤勉手当の支給率の0.05月の引き上げ等を主な内容とする人事院勧告を行いました。国においては、勧告に基づき国家公務員の給与法の改正が行われております。これを受け、国及び県に準じて改正を行うため、ここに改正をお願いするものであります。

主な内容につきましては、基本給の引き下げに伴う給料表の改定並びに勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ、年間の支給率を「4.45月」とし、勤勉手当の支給率についてはその支給割合を改正すること、また、本年4月からの年間給与について、民間給与と均衡が図れるよう12月期の期末手当の額については所要の調整措置を行うとともに、あわせて通勤手当等の諸手当の規定について見直しを改正するものです。

また、鬼石町との合併に伴い、医療職に従事する職員がおりますので、その給与の取り扱いについて新たに給料表を規定すること、その他の取り扱いについて所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては人事院勧告に関する給与改定、勤勉手当の引き上げ、12月期の期末手当の額についての所要の調整措置等の関係につきましては平成17年12月1日からとし、勤勉手当の支給率の割合等に関する改正につきましては平成18年4月1日から、合併に関する改正につきましては平成18年1月1日からお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第103号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第103号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第104号 藤岡市安全安心まちづくり条例の制定について

議長（反町 清君） 日程第11、議案第104号藤岡市安全安心まちづくり条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第104号藤岡市安全安心まちづくり条例について、ご説明申し上げます。

安全で安心して生活することは、私たちすべての共通の願いであります。藤岡市はこれまで安全で潤いのある暮らしやすい都市として発展してきました。しかし、近年、犯罪の発生件数が増加傾向にあり、特に被害に遭いやすい子供・高齢者等の生活の安全が脅かされるようになってきております。このような状況の中で犯罪の発生を防ぐには、警察や市など行政機関による取り組みだけでなく、市民一人一人が生活の安全に関する知識を高め、日常生活の中で防犯対策を行っていくこと、また、市民等・事業者・土地所有者等・ボランティア・民間非営利組織及び市内の公共団体が自主的に生活の安全を確保するための活

動を行っていくことが求められております。

このため、すべての関係者が共同して安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進していくために、この藤岡市安全安心まちづくり条例を制定するものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

2 0 番（清水保三君） 非常にこの中身が、これはこれで私は悪いことではないというふうには思っているのですが、ただ、欠陥と申しますか、不足している部分があるのではないかと気がするのです。それは、この安全安心、みんなが監視し合うような事態があるわけですが、そういう中で問題なのは人権問題が一つ欠けている、人権が脅かされるような部分も出てくるのではないかと、そういう点でも一つは心配をしているわけです。条項を加えるべきだというふうに思っています。

それから、防犯情報などを利用した犯罪行為のおそれがあるという場合なんかは、プライバシーの侵害等にも配慮しなくてはいけないのではないかとというふうに思っています。

それから、この活動者の事故あるいは災害と申しますか、犯罪にかかわるような事故が起こった場合の災害の補償なども加えておくべきだというふうに私は思いますけれども、提案者の意見を求めます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） まず、1点目のプライバシーの関係ということですが、確かに犯罪が起きないようにするためには、ある程度の情報を提供しなければならないのですけれども、そういうものではなくて、例えば子供が遊んでいる、それを遠くの方から見守るとか、もしもそういう怪しい人がいれば自分で行くのではなくて警察とか、そういう方に通報するというようなことでありますので、プライバシーを侵害するまでは立ち入らないというふうには思っております。

それと、活動するときの保険の関係なのですが、先ほど言いましたように、例えば怪しい人がいた場合に市民がそれを取り押さえるのではなくて、関係機関、警察とかそういう司法の方に連絡するような方法でやっていけば、事故とかそういうものは防げるのではないかとというふうに思っております。

議長（反町 清君） 清水保三君。

2 0 番（清水保三君） 今、答弁不足なのですが、人権問題というのは、かかわる部分があ

と思うのです。お互いが監視し合うような部分だって出てくる。それから、おかしいぞというようなことが出たときにそれが情報として流れる、そうすると、その人が常に監視されるような部分にまで及ぶのではないかというような気がするのです。そこで、人権問題についての条項が入っていないという点、その辺はどう思いますか。

議長（反町 清君） 総務部長。

総務部長（白岩民次君） 人権の問題ですけれども、これは通常の個人というのではなくて、怪しい人といえますか、そういう人の関係を見ていくということでありまして、通常はお互いに暮らしている中ではなくて、通学している子供たち、また、町を散歩している老人の方、そういう人たちに何か危害が加えられそうなときにやることであって、通常の生活の中の人たちのプライバシーというのは侵されないのではないかというふうに理解しています。

議長（反町 清君） 清水保三君。

20番（清水保三君） では、その中身についてはこの条項の中に加えていかないということですか。修正する気はないというふうに思っているわけですか。

議長（反町 清君） 総務部長。

総務部長（白岩民次君） 今はこれをお願いしたいというふうに思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） この藤岡市安全安心まちづくり条例について、私も少し勉強させてもらいまして、こういった条例については基本条例というような認識の中においてでき上がるべきものが、個別条例的な文が混ざっているというような中で、我々議員が理解しづらくなっているのではないかというような気がしています。これについては総務常任委員会の方に付託されるというようなことですので、しっかりと論議をしていただければと思います。

それで、この第9条で「藤岡市安全安心推進協議会の設置」というようなことがうたってあるわけですが、市長は就任直後に財政非常事態宣言というのを出して、行財政改革というものをうたっているわけです。この中においてもいろいろな改革がなされているわけですが、私が思うのに、まず行政の組織においては整理統合してこの数を少しずつでも少なくしていこうという、また、そういう中において適材適所ですか、人員配置等も含めてこういった財政問題にもこれを反映していこうという、そういうことを基本的にうたったのが財政非常事態宣言ではないかと思うのですけれども、新しいこういった協議会等をつくるということは、これに反する行為ではないかと思うのです。

似たような委員会なり、いろいろあるように思いますけれども、こういったところがあるのにもかかわらず、これをなぜつくらなければならないのか。自分が思うには、やはり職員、またそういった人たちがこのことについて十分に協議すれば対応できるのではない

かというふうに思うわけですが、これをつくる必要、この非常事態宣言を発令している中において新たな組織をつくるということについてどのように考えているのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 行財政改革の中でまたこういう委員会等を立ち上げた場合には費用的なものがかかるのではないかというお話ですが、確かにそれはわかりますけれども、必要なものであればそれはつくっていかねばならないというふうに思っております。これは、やはり市民を守るためには、私たちはそういうものが必要であるのではないかというふうに思っているため、これを立ち上げていきたいというふうに思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第104号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

第12 議案第105号 藤岡市税条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第12、議案第105号藤岡市税条例の一部改正についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 有我亘弘君登壇）

市民環境部長（有我亘弘君） 議案第105号藤岡市税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し地方税制の改正が行われ、地方税法等の一部を改正する法律が平成17年3月18日の参議院本会議において可決、3月25日に公布されました。これに伴い、平成17年4月1日施行のものにつきましては、さきに専決処分をさせていただきましたが、今回は平成18年1月1日施行のものについて藤岡市税条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、個人市民税において65歳以上の者にかかる非課税措置の廃止による規定の整備、給与支払い報告書の提出範囲の拡大による規定の整備、上場株式に

係る譲渡所得等の課税の特例の廃止による規定の整備、特定管理株式が価値を失った場合の株式に係る譲渡所得等の課税の特例についての規定の整備を行うものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第105号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第105号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第105号藤岡市税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第106号 藤岡市固定資産税及び都市計画税の納期にかかる特別措置に関する条例の廃止について

議 長（反町 清君） 日程第13、議案第106号藤岡市固定資産税及び都市計画税の納期にかかる特別措置に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 議案第106号藤岡市固定資産税及び都市計画税の納期にかかる特別

措置に関する条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本条例は昭和51年に制定され、昭和51年度分に限り第1期の納期を「4月16日から4月30日」を「5月16日から5月31日」に改めるもので、現在は効力を有していないことから廃止とするものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 議案第106号についてちょっとお伺いをいたします。現在、特別措置は条例を廃止してということでもありますけれども、現在の固定資産税については5月・7月・9月・11月という形の中で、ほとんど上半期というか、そういう中で集中して本市におかれましてはこの税を納めていただく。こうした中で、例えば東京都の例なんかをとりますと、最初の納期は5月という形になりましても、最終の固定資産税、4期の最終日は2月という話も聞いております。集中して税を納めていかなくはいけないというのは、これは義務にはなりますけれども、本市の11月までに全額を納めていただくという措置が、今のこの経済状態の中、非常に苦しい方もいらっしゃるというふうに聞いていますけれども、この納期限を少し見直すような考えがないかどうか、お尋ねいたします。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

（市民環境部長 有我巨弘君登壇）

市民環境部長（有我巨弘君） 市税における納期の見直しということで、今回は固定資産税及び都市計画税ということの中でございますけれども、これにつきましては固定資産税は5月から、また市県民税は6月からというようなことがあるわけでございます。そういうことの中では市民の負担ということもございまして、それにかかるところの市の財政の受け入れ、交付税等の歳入の時期やそういうものの財政計画の中でもありますので、今現在の中では納期の変更ということは考えておりません。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 納期の見直しは考えていないということですが、いつも議会等で問題になりますけれども、こういった固定資産の関係の滞納というのが非常に増えたまま、なかなか減っていかないのだという状況があるわけです。そうした中で督促については5月・7月・9月・11月の中で随時督促状を発行して、延滞金については10日以内に納めなければ延滞金が発生するという中で、特にこの11月というのは非常に経済的にも、12月のいろいろな中で所得というものがある程度なった中で、1月31日までの納期と

いう形になると非常にその辺で収納率が違ってくるし、また、納める方にとっても計算がつくというふうに、私は事業をやっている立場からも考えるのですけれども、この辺について最終を1月31日というぐらいに延ばせないかどうか。そういう形で検討できないかどうか、お尋ねいたします。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我 亘弘君） 固定資産税につきましては最終が11月の納期であります。市県民税につきましては最終の納期が1月ということもあるわけでございます。そういたしますと、1月になりますと市県民税とも重複といたしまししょうか、2つの税目で納めることになるということの中から、また大変であろうかというふうにも思っております。

そういうところと、さきに申しあげました市の財政計画の位置づけもございます。そういうものの中から判断いたしますと、現在のところ変更するということとはできないというふうに思っております。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） いろいろ税の仕組みについては今、おっしゃるとおりの点があると思えますけれども、いろいろな税金を納めていく中で、特にこの固定資産税というものの、いわゆる価値というのが本市において非常に大きなものになるわけです。ですから、これを先ほど言ったように1月までずらすことによって、そこですべての把握をしながら税の徴収について3月31日、または出納閉鎖期間の5月までにきちんとした年度内の処理を行うという、その整合性をとった方が納める方にとっても、また、それを収納する管理する方にとってもいいというふうに考えて、そのような形でお願いをしたい、また、検討したらどうかということを行っていますので、その辺について、固定資産税の納期についていじることが本当に事務上、難しいのか、また、したくないのか、この辺について1月31日に統一したらどうかということで最後の質問とさせていただきます。

議長（反町 清君） 市民環境部長。

市民環境部長（有我 亘弘君） 納期の関係で、市の税の方におきましても固定資産税・市県民税というのは本当に大きなウエートを占めていくということになるわけでございます。そういう中では、裏を返せば市民の方の納税の関係につきましても大きなウエートを背負っていくということにもなるわけでございます。先ほど申しあげましたとおり市の財政計画等もございまして、そういった状況を見ますと、議員のおっしゃる意見ということもよく聞いておきまして、したいと思いますが、現在のところは変更できないというふうに思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第106号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第106号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第106号藤岡市固定資産税及び都市計画税の納期にかかる特別措置に関する条例の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第107号 藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第14、議案第107号藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

（経済部長 戸川静夫君登壇）

経済部長（戸川静夫君） 議案第107号藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

労働環境整備資金は、中小企業者等が行う人材確保定着を図るための労働環境に必要な資金の融資を促進し、もって勤労者の福利厚生の上昇を図るものでございます。

主な改正内容につきましては、この整備資金は県との協調融資制度であり、県の要綱に合わせて第2条第3項の金融機関に「労働金庫」を加えるものであります。また、第3条第1項ただし書きの預託額につきましては、毎年県から協調倍率が示されておりますので、

「6分の1に相当する額」を「6分の1を限度とする額」に改め、同条第3項中「預託利率」につきましては、ペイオフ解禁関連で「預託条件」に改正するものであります。次に、第6条中「高崎行政事務所長」を「藤岡行政事務所長」に改めるものですが、今年4月に県の融資制度関連窓口が高崎行政事務所から藤岡行政事務所に移ったことによるものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第107号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第107号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第107号藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第108号 藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第15、議案第108号藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 白岩民次君登壇)

総務部長(白岩民次君) 議案第108号藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理運営を外部に委託する場合の取り扱いについて、これまでの管理委託制度から指定管理者制度に移行するように改められ、条例上に管理委託を規定している公の施設については、指定管理者制度を適用するか、直営とするか、選択しなければなりません。このため、現在、本施設の管理運営が直営であるため、管理運営を委託することができるとする第11条を変更するものであります。

以上、簡単であります。提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第108号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第108号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第108号藤岡市ボランティアネットワークセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

第16 議案第109号 竹沼貯水池貸ボート施設の設置及び管理に関する条例
の一部改正について

議案第110号 藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改
正について

議案第111号 藤岡市集落環境施設の設置及び管理に関する条例の一
部改正について

議長（反町 清君） 日程第16、議案第109号竹沼貯水池貸ボート施設の設置及び管理に関
する条例の一部改正について、議案第110号藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条
例の一部改正について、議案第111号藤岡市集落環境施設の設置及び管理に関する条例
の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

（経済部長 戸川静夫君登壇）

経済部長（戸川静夫君） 議案第109号竹沼貯水池貸ボート施設の設置及び管理に関する条例の一
部改正について、議案第110号藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正
について、議案第111号藤岡市集落環境施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて、一括で説明申し上げます。

主な改正内容につきましては、まず竹沼貯水池貸ボート施設関係についてでございますが、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、公の施設の管理運営を外部に委託する場合の取り扱いについて、これまでの管理委託制度から指定管理者制度に移行するよう改められたため、既に管理委託を行っている公の施設については指定管理者制度を適用するか、直営とするか、選択しなければなりません。つきましては、本施設は管理の状況が直営であるため、「貸ボート施設は市長が管理するものとし、必要があると認めるときは、その管理を委託することができる。」を「貸ボート施設は、市長が管理する。」に改めるものです。

また、平成16年4月1日から消費税の表示方法の改正に伴い、第5条中の「区分により算出した額に100分の105を乗じて得た」を「区分による」に改めまして、同条の後段の「この場合において10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。」とする条文を削除するものであります。さらに別表の表示につきましても総額表示に改めるものであります。

次に、藤岡市営駐車場関係について、前議案と同様の趣旨により、本施設は管理の状況が直営であるため、「市長は、適当と認める公共的団体に対し、駐車場の管理事務の一部または全部を委託することができる。」を「駐車場は、市長が管理する。」に改めるものであ

ります。

最後に、藤岡市集落環境施設関係について、前議案と同様の趣旨により、第6条見出し「(管理の委託)」を「(管理)」に改め、本施設の管理が直営であることから、条文中の「市長は、研修センターの管理事務の一部又は全部を委託することができる。」を「研修センターは、市長が管理する。」に改めるものであります。

以上、3議案の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第109号竹沼貯水池貸ボート施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第109号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第109号竹沼貯水池貸ボート施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） この議案第110号、市営駐車場の管理に関することについてお伺いをいたしますけれども、現在、市営駐車場というのがどういう管理下で、どういう体制で行われているのか、まず内容をちょっと説明していただきたいと思います。

議長（反町 清君） 経済部長。

（経済部長 戸川静夫君登壇）

経済部長（戸川静夫君） お答えさせていただきます。

平成13年3月31日まで有料駐車場として管理し、平成13年5月1日から市街化活性化のため商店街を利用する駐車場として無料化して貸しております。しかし、直営で管理しておりますけれども、この駐車場におきましては一部国有地の財産等もお借りしております中で、現在は本通り商店街に月に3万円、年額36万円ということですが、そういったことで本通り商店街の方に駐車場として貸しております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今の話ですと、本通り商店街に3万円で貸しているということですから、本通り商店街の方で車を止めたり、そういったところを見てきているのかという感じがしますが、これを今度は市長が管理するということになりますと、市から担当をその現場に、今、あの古いプレハブの事務所みたいなものがありますが、その前には壊れたようなネオンも立っていて、そういった面での管理運営というものが非常に危うい状況というのを私、つぶさに見ております。市長が管理するということになると、例えばの話、賠償責任なり事故なり、いろいろなものが発生する、そういったものをきちんとした中で、市としては管理運営体制をとっていくのかどうか。そうなりますと、当然のことながら非常に費用がかかる問題になると思いますけれども、その辺について、市長が管理するという、その意味を説明していただきたいと思います。

議長（反町 清君） 経済部長。

経済部長（戸川静夫君） 議員ご指摘のとおり、今までは無料駐車場ということで、平成13年3月まであの所に管理人を置いて管理させておりましたけれども、今、言ったとおり、本通りの商店街に貸している、そういった中で今後、市長の方に管理を委託するということになりますと当然そういった問題もあるかと思いますが、その辺につきましてはこれから十分に考えていきながら、状況を見ながらそういったものも考慮していきたい、そういう考えでございます。

議長（反町 清君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） この議案第110号というのは、非常に机上の論理の中で行われているという気がしてならないのですけれども、本来、市長が管理するということになると、市と

しての負担が逆にこれから増えるということなのです。つまりあの施設を見てもらえばわかると思いますけれども、非常に老朽化の激しい事務棟であり、前のネオンは商店街の管理ですけれども、そういったものの中で、いつ事故が起きても責任がとれないという状況の中で、本来、これは指定管理者を指定した中で、きちんとした管理体制というものを市から話してその指定管理者の方にやっていただけるような、せつかくのそういう機会なのです。まして商店街に止める車を置くスペースがいろいろな中で管理不十分な点を、これは市長が管理するということになってしまうと非常に問題になると思いますよ。ですから、これを指定管理者制度の中で移行していくように早急に改める考えがないか、お尋ねして終わります。

議長（反町 清君） 経済部長。

経済部長（戸川静夫君） 当面は今、言ったこういう直営でやらせていただいて、状況を見ながらまたそういった指定管理者制度、民間に委託させるということも視野に入れながら考えていきたいと思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 今、茂木議員の方からその辺の質問があったのですが、例えば事故があったときにはどうするのだ、これはだれがきちんと管理していくのだということになったときに、これから検討するのだと、けれども、この条例は平成18年の1月1日から施行するというふうに明確に書いてある。その辺、だれが管理するのですか。市長があそこへ行ってずっと管理しているわけではないでしょう。それともあのまま放っておいて、今のままの状況で現実にはだれも何も管理しないのだということの中でやって、例えばそこで事故が起きました、何かがあったというときに、市長が管理者だということなのだから、結局これは藤岡市が責任をとるということですよ。

それで、その辺の問題については今後検討していくのだという。けれども、この定例会が終わると1月1日までは議会はないのです。それで1月1日から施行して何かあったときにはどうするのですか。結局、前の議案第109号の竹沼だってそうなのですよ。だれが管理するのですか。1月1日から行って、勝手にだれかが乗り出して転覆でもして死亡したらどうするのですか。ただ条例が変わったから、いわゆる委託制度が廃止になったから直営化するか、指定管理者にするかで、この二者から選ぶのだ、したがって、それに伴ってこういうふうに条例を改正していくのだというだけの感覚でやっているとしたら思えないのだけれども、いま一度その辺についてどういうふうに、市長が管理するということであれば藤岡市が責任を持って管理するということだから、どういうふうに責任を持って管理するのか、きちんとその辺について具体的に、こういう方法で管理するというものを明

確に示していただけませんか。

議長（反町 清君） 経済部長。

（経済部長 戸川静夫君登壇）

経済部長（戸川静夫君） 今、議員からご指摘のとおり、管理をどうするのかということだと思うのですが、本通りに貸してある内容をよく精査させていただいて、今の状況はどうなっているか、ちょっと今、記憶にないのですが、その辺を精査して1月1日からその管理委託がきちんとできるような体制というか、そういったものを考えていきたいと思っております。

議長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） そうしますと、今は本通り商店街に何らかの形で管理委託ということで、本通り商店街に管理をしていただいているという答弁なのだけども、では、これを今、どういうふうに本通り商店街が管理運営しているか、これを精査してそのとおりにやるのだ、そうすると、では、またそこに委託をお願いをするということなのですか。どうもちょっと意味がよくわからないのです。本通り商店街にまたそのとおりに、管理者は市長なのだけども、そのことをまた本通り商店街に委託してやるのだとすれば、全く今までと何か変わったのですか。

委託制度が廃止になった、したがって条例改正をみんなしていくのだ。それで、指定管理者制度に移行できるものは移行していくのだということなのだけれども、その辺も少々わかりやすく説明していただけませんか。ここがこういうふうになってこうなのだ、したがって、このことについては藤岡市はこういうふうに移行をしていくのだと、その辺もうちよとわかりやすく説明していただけませんか。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時50分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 経済部長。

経済部長（戸川静夫君） 地方自治法の改正によって直営にするか、指定管理者にするか、選択する中で、現状の条文を改正するものであって、現状の運営は直営の中で本通り商店街のお客さんの利用する機会が多いため、話し合いの中で月3万円ということで徴収しております。今後につきましては、市の責任において管理を行っていききたい、そういうことでご了解していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（反町 清君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 休憩中に部長とも話をしたのだけれども、例えば藤岡市が、都市建設部などはよく、道路に穴があいていてそこに車が入ってしまってホイールを傷めたとかということの中で損害賠償をしてきたような事例もたびたびこの議会の中で報告をされているわけです。したがって、そういうことのないようにきちんと、ただ条文を変えればよいということではないので、きちんと市長が直営で管理をするということになれば、これは藤岡市に過失がないようにきちんと管理をしてもらわなければ困る。

したがって、1月1日から改めてきちんと市長が直営でやるというふうに明確にした以上は、これは藤岡市に責任が発生するということですから、条文を変えるということだけでなく、変えたということは藤岡市にある種の責任がここに発生をしたということですから、きちんと年内中にそういうことのないように、よくそれぞれの直営でやる施設をきちんともう一度見直して、過失のないようにやっていただけるのかどうか、その辺について担当部長なり市長なりの答弁を求めます。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 佐藤議員のご指摘でございますが、今、たまたま市営駐車場ということで議論になっておりますけれども、やはり市が直営として運営を担っていく以上は、市のいろいろな責任は当然あるわけでございますので、しっかり市の直営であるということを明確にして、今後瑕疵のないようにやっていきたいというふうに思っております。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 1 1 0 号藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第 1 1 0 号は原案のとおり可決されました。

議案第 1 1 1 号藤岡市集落環境施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 1 1 1 号については、会議規則第 3 6 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 1 号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 1 1 1 号藤岡市集落環境施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第 1 1 1 号は原案のとおり可決されました。

第 1 7 議案第 1 1 2 号 藤岡市同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 1 1 3 号 藤岡市自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第 1 7、議案第 1 1 2 号藤岡市同和対策施設の設置及び管理に関する

条例の一部改正について、議案第113号藤岡市自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 中島道夫君登壇)

教育部長(中島道夫君) それでは、議案第112号藤岡市同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第113号藤岡市自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

最初に、議案第112号藤岡市同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましてですが、地域改善対策特定事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律が平成14年に失効し、それに伴い、同和問題は人権教育、啓発の一つの課題としてとらえられております。したがって、この施設をすべての人権教育、啓発の推進の場として利用するため、名称の変更を行うものであります。

また、地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理運営を外部に委託する場合の取り扱いについて、これまでの管理委託制度から指定管理者制度に移行するように改められたため、既に管理委託を行っている公の施設については、指定管理者制度を適用するか、直営とするかを選択しなければなりません。本施設は、管理の状況が直営であるため、委託することができるとする第4条を削除し、第3条を「市長が管理する。」に改めるものでございます。

続きまして、議案第113号藤岡市自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理運営を外部に委託する場合の取り扱いについて、これまでの管理委託制度から指定管理者制度に移行するように改められたため、既に管理委託を行っている公の施設については、指定管理者制度を適用するか、直営とするかを選択しなければなりません。本施設は、管理の状況が直営であるため、管理を委託することができるとする第8条を削除するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第112号藤岡市同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第112号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第112号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第112号藤岡市同和対策施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議案第113号藤岡市自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第113号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第113号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第113号藤岡市自然の家の設置及び管理に関する条例

の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

議 長(反町 清君) 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩